

保護者の皆さまは必ずご確認ください

お子さまの新たな学校生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください

慶應義塾 湘南藤沢高等部 保険のすゝめ

(団体総合生活保険)



2026年度

扶養者に万が一のことがあった場合に、学資費用が**大学卒業まで**
毎年継続して支払われる慶應義塾ならではの安心の補償制度です※Kタイプの場合
お子さまが学校生活(学内外)を安心して過ごすために
思いがけない事故やトラブルに巻き込まれた際に総合的にサポートします

扶養者の万が一の時の 育英・学資費用

扶養者が亡くなられた場合や
重度後遺障害を被った場合に
補償されます。※Kタイプの場合



外出時の携行品の 破損や盗難

タブレット端末やノート型
パソコン、部活動用品の破損、
盗難も補償されます。



ケガを 24時間補償

特定感染症、地震によるケガ
や熱中症も補償されます。



旅行中に遭難した時の 救援者費用等

捜索費用や、保護者の方が
現地へ駆けつける交通費や
宿泊料等が補償されます。



個人賠償責任 国内無制限

自転車条例にも対応し、
国内示談代行付きです。



SNS上でのトラブル時の 弁護士費用等

痴漢被害、ストーカー被害や
暴力被害を受けた際にも
補償されます。



4月1日補償開始
お手続き締切日



2026年3月31日(火)

入学手続きと同時に**お手続きください。**
4月1日以降は P.3の二次元コードからお手続きください。

団体割引適用

スマホ・PCから簡単にお手続き

25%

お手続きは
Webで簡単 **5分**

二次元コードから
お手続きください



保険料は
1日あたり 約 **90円**
※Kタイプの場合

退学等の場合には解約手続きが必要になります。
残り期間に応じて保険料を返金いたしますので、
取扱代理店までお問い合わせください(返金でき
ない場合もございます。)

重要事項説明書・補償の概要等(補償内容の詳細)

- 重要事項説明書・補償の概要等には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認ください。いただくことが重要です。
- 重要事項説明書・補償の概要等の内容については、以下の二次元コード・URLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。(重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

重要事項説明書

URL
https://drive.google.com/drive/folders/1PdvUvypTiMB2lv8GQSWbYYJ319lpZDRu?usp=drive_link



補償の概要等

URL
https://drive.google.com/drive/folders/1r0qS3TNRhplMvqCv8PuNw_50CkBGUuOw?usp=drive_link



主な付帯サービスのご案内

自動
セット

メディカルアシスト

24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、
お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先で急病
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛
どうしたらいいの..

緊急医療相談



自動
セット

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、
お電話にて提携の弁護士が相談に応じます。

ストーカー被害
SNSで誹謗中傷したら..

いじめ・嫌がらせ等
に関する相談サービス

痴漢と間違われた
痴漢に遭った どうしたら..

痴漢被害・冤罪に関する
緊急相談サービス



付帯サービスのご案内

URL
https://drive.google.com/drive/folders/10x83VC_66elKunmLcVbuGtJJAKz0sSN-?usp=drive_link



ご利用いただける付帯サービスの電話番号およびご利用にあ
たっての詳細は左記の二次元コード・URLからのアクセス先
に掲載されています。

25TX-004828 2025年12月作成

【お問い合わせ先(取扱代理店)】

株式会社慶應学術事業会

<https://www.keio-ins.com>

e-mail: hoken@keioae.com

TEL: 03-3453-3846 (受付時間: 月~金/8:30~17:00)

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾三田キャンパス

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

<https://tokiomarine-nichido.co.jp>

担当課: 公務第二部文教公務室

TEL: 03-3515-4133 (受付時間: 月~金/9:00~17:00)

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4



慶應学術事業会のご紹介

慶應義塾出資子会社の一社として、慶應義塾の経営に寄与することを目的として、慶應義塾の施設管理事業、
社会人学習事業(慶應丸の内シティキャンパス)、慶應カード事務局、保険代理店事業を担っています。

ご加入タイプのご案内

慶應義塾の**団体割引25%適用**により、保険料が割安です！

保険期間						
2026年4月1日午前0時から2029年4月1日午後4時まで3年間						
		タイプ名		Kタイプ	Oタイプ	
		割引適用前の保険料		130,270円	42,390円	
		一時払保険料		97,700円	31,790円	
①	いづれも傷害補償	扶養者	育英費用保険金額 〈傷害〉(一時金)	500万円	対象外	
			学業費用(学資費用保険金額) 疾病による学業費用(疾病学資費用保険金額) 〈傷害・疾病〉(年度毎の支払限度額)*1	120万円		
			学業費用 支払期間	大学卒業まで (2033年4月1日まで)		
②		生徒本人	ケガ	死亡・後遺障害保険金額	150万円	
				入院保険金日額 (1日あたり)	2,000円	
	手術保険金*2			入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)		
	通院保険金日額 (1日あたり)			1,000円		
	その他の特約			天災危険補償特約(Kタイプ:傷害、育英費用および学業費用用／Oタイプ:傷害用)、 細菌性食中毒等補償特約、特定感染症危険補償特約		
③		疾病	入院医療保険金日額 (1日あたり)	2,000円		
④	個人賠償責任*3			国内:無制限／国外:1億円		
⑤	弁護士費用等(人格権侵害等)			300万円		
⑥	トラブル対策費用			20万円		
⑦	救援者費用等			100万円		
⑧	携行品*4			30万円		

*1 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)は大学卒業予定年度(2032年度)までの期間です。
 *2 傷の処置や抜歯等のお支払い対象外の手術があります。
 *3 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。
 *4 免責金額(自己負担額):5,000円

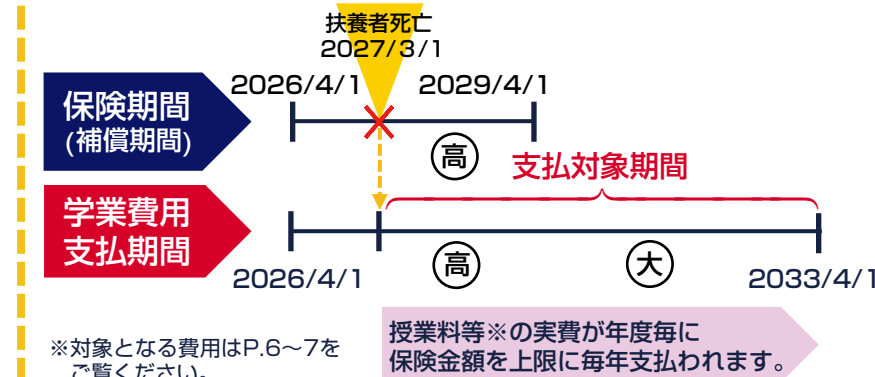
このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

保険料控除制度についてのお知らせ
団体総合生活保険については、入院・手術医療支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療用)の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですがお問い合わせ先記載の引受保険会社(担当課)までご連絡ください。(10月頃より受付開始) ※生命保険料控除制度の詳細な内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。

慶應義塾ならではの「Kタイプ」

湘南藤沢高等部在学中(保険期間中)に、扶養者に万が一のことがあった場合、
大学卒業まで学資費用が継続して支払われる慶應義塾ならではの補償です！

保険金受け取りイメージ



保険金お受け取りシミュレーション

1年生の時に扶養者が亡くなり、2年生の学資費用からお受け取りになる場合、お受け取り総額は最大で約720万円。(慶應義塾内で最も学費の高い進学例にて算出)

よくある質問

- Q1. 湘南藤沢高等部卒業後に扶養者が亡くなった場合に学資費用は支払われますか？
- A1. いいえ。湘南藤沢高等部卒業時に扶養者がご健在であれば、その他の補償項目とともに契約は終了となります。進学先で改めてご加入が必要です。
- Q2. 扶養者が亡くなり、学資費用を受け取っている場合、留学・休学等により在学期間が長くなった場合、学資費用の受け取り期間は延長されますか？
- A2. いいえ。延長されずに2032年度までの学資費用が支払われます。

お手続き方法

できるかぎり入学手続きと同時に申し込みください。
5月中旬頃、加入者(保護者)様宛に加入者票を郵送いたしますので、ご卒業まで大切に保管してください。
 【2026年4月1日以降にお申し込みの際のご注意点】
 2026年4月1日以降にお手続きされる方は中途加入となりお手続き日の翌月1日からの補償開始となります。
 以下の「2026年4月1日～ お申込み用の二次元コード・URL」からお申し込みください。保険料はWeb上でご確認いただけます。

～2026年3月31日お申し込み用		2026年4月1日～ お申し込み用
1	手続きサイトへのアクセス	 http://ezoo.jp/ds2/A011412000012604
2	加入対象者の契約情報等の入力	学生情報、加入者情報、扶養者情報、加入タイプ告知事項等を入力します。 ※個人情報保護法は保険業法施行規則に従い、適切に管理しております。
3	クレジットカード情報の入力	保険手続き完了後、クレジットカード登録画面に進みます。
4	5月中旬頃 加入者票の受領	加入者票が未着でも補償開始日以降の事故は補償されます。 ※加入者票到着までは申込完了メールを保存しておいてください。

※保険料は6月(保険始期4月1日の場合)に請求されますので、クレジットカードの有効期限にご注意ください。なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。
 ※この保険は学校法人慶應義塾を引受保険者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人慶應義塾が有します。

万が一の事故のとき	取扱代理店:株式会社慶應学術事業会
事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。	TEL:03-3453-3846(受付時間:平日 8:30～17:00) 事故受付センター(東京海上日動安心110番)  0120-720-110(受付時間:24時間365日)

保険のすゝめの特長・補償内容

保険のすゝめは、慶應義塾の児童・生徒・学生向けに作られた慶應義塾独自の補償制度です。
一貫教育校の児童・生徒の皆さまにおかれましては、全員加入の「慶應義塾 生徒団体保険」※を補完する補償制度です。（※学校管理下中のケガと個人賠償責任の補償）
学校管理下でケガをされた際には、保険のすゝめと生徒団体保険とをあわせて保険金請求手続きすることができます。

慶應義塾 一貫教育校 における補償制度

	制度名	窓口	補償内容
任意加入制度	保険のすゝめ	慶應学術事業会	P.6～7をご参照ください
全員加入制度	生徒団体保険	慶應学術事業会	ケガ、第三者に与えた損害
	災害共済給付制度	日本スポーツ振興センター	ケガ、病気

	育英学費用	本人のケガ	本人の病気	個人賠償責任	弁護士費用等	トラブル対策費用	救援者費用等	携行品
保険のすゝめ	○ (Kタイプの場合)	○	○	○	○	○	○	○
生徒団体保険		○		○				
災害共済給付制度		○	○					

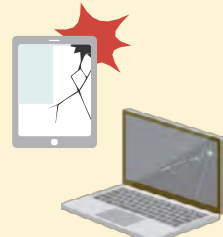
ー主な補償内容ー

扶養者の方が万が一
お亡くなりになっても
大学卒業までの授業料等を補償
(Kタイプの場合)



ノート型パソコンや
タブレット端末の
破損や盗難を補償

- 自宅外に携行している場合に補償
- 時価額と修理費用のいずれか低い金額
- 免責金額(自己負担額):5,000円



自転車歩行者にケガを
させた、他人の持ち物を
壊してしまった場合の
損害賠償責任を補償

相手の治療費や修理費用等の適当な損害賠償額を補償します。国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

Point

自転車歩行者にケガを負わせた際、裁判所より9,520万円の支払い命令が出た事例があります。
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

ケガ・病気を幅広く補償
熱中症も補償

慶應義塾一貫教育校の生徒は、全員が生徒団体保険に加入していますので、その上乗せの補償となります。
学校管理下中のケガであれば、一度に保険金請求が可能です。

Point

学校で転倒。手をついた際に骨折し、5日入院・手術、20日通院した場合、
生徒団体保険から 50,000円
保険のすゝめから 50,000円
合計 100,000円 が支払われます。

弁護士費用やトラブル
対策費用を補償

事故例

自転車に追突され大けがを負い、相手に損害賠償請求するために弁護士に相談したい。
電車内で痴漢※され、怖くて電車に乗れなくなってしまったので、相手に損害賠償請求するために弁護士に相談したい。
子どもがSNS上で悪口を記載されて不登校になったため、カウンセリングを受けたい。
ストーカー行為を受けるので、護身用グッズを購入したい。

※痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外です。

上記内容は主な補償内容をご案内したものですので、詳しくはP.6～7をご覧ください。

保険金のお支払い事例

扶養者の方が：



事故事例

1年生のときにお父さまが交通事故でこの世を去ってしまった。家計は大打撃を受け、授業料を支払う余裕がなくなった。

育英費用保険金
学資費用保険金(傷害)

扶養者の方が突然、重大な事故に巻き込まれた場合、お子さまが学校に通い続けられなくなる可能性があります。
育英費用保険金500万円に加えて、2年生以降、大学へ進学した期間も含めた6年に亘り、学資費用保険金が支払われます。

最大支払額 1,220万円

扶養者の方が：



事故事例

3年生のときにお父さまが病気でこの世を去ってしまった。家計は大打撃を受け、授業料を支払う余裕がなくなった。

学資費用保険金(疾病)

大学へ進学したあとの4年に亘り、疾病学資費用保険金が支払われます。

最大支払額 480万円

父母等の
88.5%
が安心!

*1 東京海上日動の保険に加入している学生の保護者200人のアンケート結果(2020年10月東京海上日動調べ 調査委託先：マクロミル)

学資費用保険金(傷害・疾病)は大学卒業までお支払い

自転車通学中に：



事故事例

学校に遅刻しそうだったため、急いで自転車を漕いでいたら、曲がり角で歩行者に衝突した。ケガを負わせてしまい、賠償金を支払わなければならなくなった。

個人賠償責任保険金

通学だけでなく活動範囲が急激に広がるため、誰かに迷惑をかけてしまうリスクが高まります。

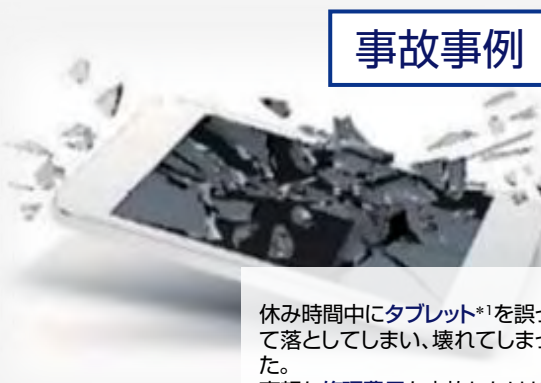
支払額 440万円

父母等の
92.5%
が安心!

*1 東京海上日動の保険に加入している学生の保護者200人のアンケート結果(2020年10月東京海上日動調べ 調査委託先：マクロミル)

国内示談交渉付

タブレットが：



事故事例

休み時間中にタブレット*1を誤って落としてしまい、壊れてしまった。高額な修理費用を支払わなければならなくなった。

携行品保険金

損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険年度ごとに保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度とします。

支払額 12万円

部活動用品やノート型パソコンも対象

*1 モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末やスマートフォン、携帯電話は対象外です。
*2 再取得価額*3から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額
*3 保険の対象と同一用途、質、型、能力等のものを再取得する額

上記の事故例は東京海上日動が想定したものであり、過去に実際に発生したものではございません。

※事故の通知:事故が発生した場合には、直ちに3ページの【万が一の事故のとき】に記載の連絡先にご連絡ください。

※保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

※ケガや病気を被ったときに既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

※賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

扶養者の万が一のとき お子さまの教育費用を 補償

扶養者がケガや病気で
亡くなられた場合のお子さまの
教育費用を補償します

①育英・学資費用

国内外

地震・噴火またはこれらによる津波
によるケガまたは熱中症も対象

扶養者を亡くし、授業料を払えなくなった

国内外で扶養者がケガや熱中症によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合、または病気で死亡した場合に補償します。

- ◆ 育英費用保険金（ケガや熱中症）
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。
- ◆ 学資費用保険金（ケガや熱中症）、疾病学資費用保険金（病気）
お支払対象期間中（大学卒業予定年度*1まで）に実際にかかる授業料等*2の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

- ・あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）
- ・web加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

*1 2033年4月1日までの期間となります。

*2 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費、教材費等

2026年度から私立高校の授業料が所得制限なく最大457,000円まで無償化される予定です。ただし、実際の授業料と457,000円との差額や、授業料以外についての費用は引き続きご家庭の負担となりますので、扶養者の万が一のときの教育費用の備えは必要です。（2025年8月現在情報）



お子さまの ケガ・病気の補償

お子さまの入院・手術・通院の
補償や、後遺障害が生じた場合に
保険金をお支払いします

②ケガ（傷害）

国内外

地震・噴火またはこれらによる津波
によるケガまたは熱中症も対象

交通事故に遭い入通院した

国内外を問わず生徒本人が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをした、または熱中症になった場合に各種保険金をお支払いします。

- ◆ 死亡・後遺障害保険金
ケガや熱中症で死亡されたり後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。
- ◆ 入院・手術保険金
ケガや熱中症で入院*3や手術*4をしたときに保険金をお支払いします。
*3 事故の日から180日を経過した後の入院についてはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*4 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- ◆ 通院保険金
ケガや熱中症で通院*5をしたときに保険金をお支払いします。
*5 事故の日から180日を経過した後の通院についてはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

特定感染症を発症し入通院した

国内外を問わず生徒本人が特定感染症を発病し、①後遺障害が生じたとき、②入院されたとき、③通院されたときに保険金をお支払いします。

- ・保険開始日から10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた特定感染症は補償の対象となりません。
- ・特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご参照ください。

③病気

国内外

盲腸で入院してしまった

- ◆ 入院医療保険金
生徒本人が病気で2日以上入院*6した場合に保険金をお支払いします。
*6 1回の入院について60日を限度とします。



お子さまの他人への 損害賠償責任を補償

他人への傷害や物の破損の際の
損害賠償費用を補償します

④個人賠償責任

国内外

示談交渉付

同居のご家族
も対象※

自転車で走行中、歩行者にぶつかってケガをさせた

国内外で生徒本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品*7）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

*7 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

- ・ インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。
ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
- ・ 自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

※詳細は「保険の対象となる方（被保険者）について」をご確認ください。

もしもの時の 示談交渉もお任せください！

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



お子さまの トラブルを補償

お子さまが事故やトラブルに
巻き込まれた場合に補償します

⑤弁護士費用等

⑥トラブル対策費用

国内

SNS上で誹謗中傷被害を受け、どう対処すべきか弁護士に相談したい

国内において、生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*8・ストーカー行為・いじめ*9・嫌がらせ*10等により精神的苦痛を被った場合*11に、法律相談や相手との交渉等を依頼するための弁護士費用や防犯対策・カウンセリング*12に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*8 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*9 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する生徒または生徒が対象となります。

*10 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*11 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

*12 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます）によるカウンセリングに限りです。

⑦救援者費用等

国内外

お子さまが緊急入院し、保護者が駆けつけた

国内外で生徒本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または熱中症により継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、親族が現地に赴くための交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。

⑧携行品損害

国内外

外出時に偶然な事故で、携行品を壊してしまった

国内外で生徒本人が所有する家財（ノート型パソコンやタブレット端末*13も対象）を自宅外に携行している際に、盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

- ・メガネは対象外です。その他に対象外となる携行品は補償の概要等をご参照ください。
- ・免責金額（自己負担額）：5,000円

*13 モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末やスマートフォン、携帯電話は対象外です。



補償の概要等

この保険は、学校法人慶應義塾を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人慶應義塾が有します。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

◎このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がありましたら取扱代理店または保険会社にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等＊1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）＊2を壊したり盗まれた場合 ▶1 事故について保険金額＊3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ＊2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 ＊3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物＊2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失、または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失＊4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 ＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ＊3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ＊4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ＊5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）＋本人のみ補償特約（弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）用）	国内において以下のような事由により、保険金の受取人＊1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害＊2または財物の損壊等＊3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■保険の対象となる方ご本人が不当な身体拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた＊4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ＊5または嫌がらせを受けた＊4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1 つの原因事故＊6について300万円を限度に保険金をお支払いします＊7。 ※弁護士等＊8への委任や弁護士等＊9への法律相談および弁護士等＊9への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者＊10、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。 *6 法律相談または弁護士委任に至った事故 または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 弁護士等＊8への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *8 弁護士または司法書士をいいます。 *9 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思＊11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者＊1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為＊2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等＊4 ・労働災害により生じた身体の障害＊3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害＊3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等有する発がん性等に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・環境ホルモン等の有害な特性に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害＊3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者＊5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害＊3または財物の損壊等＊4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者＊1、またはそれらの親族等が賠償義務者＊5である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故＊6 等 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思＊7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故＊6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ト ラ ッ プ ル 対 策 費 用 補 償 特 約	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が 痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ▶ 1つの原因事故*6について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。 ※防犯対策費用、転校費用 またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*7、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。 *6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*8を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故*6である場合 等 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

【傷害補償（こども傷害補償）】

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償（こども傷害補償）におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 補 償 基 本 特 約	死亡 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障 害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。 ※ 1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術 保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 1 回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
	通院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等 *1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院・手術医療保険金支払特約（入院医療保険金）	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院*2について、60日を限度とします。 ※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害*3に対しては保険金をお支払いできません。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をさせても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約	扶養者*1がケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。（重度後遺障害の例） ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したものと ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
学業費用補償特約（学資費用保険金）	扶養者*1が保険期間中にケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。（重度後遺障害の例） ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したものと ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
疾病による学業費用補償特約（疾病学資費用保険金）	扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※上記にかかわらず、学業費用補償特約により保険金を支払うべき身体障害*4に対しては保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*5の指示に基づいて学校*5に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*5の指示に基づいて学校*5に納付または業者から購入する教材費*6 *4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。 *5 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *6 制服代を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救 援 者 費 用 等 補 償 特 約 の 一 部 変 更 に 関 す る 特 約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ■ 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ■ 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■ 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を合めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携 行 品 特 約 ＋ 携 行 品 特 約 の 一 部 変 更 に 関 す る 特 約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1 事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎ 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

保険の対象となる方（被保険者）について

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方は、慶應義塾一貫教育校に在籍する児童・生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）

2. 「保険の対象となる方（被保険者）」の範囲

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方（被保険者）は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、携行品、救援者費用等、 弁護士費用等、トラブル対策費用	個人賠償責任*2
	本人型	家族型
① ご本人*1	○	○
② ご本人*1の配偶者	－	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	－	○*3
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	－	○*4

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任については、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*3 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含みます。

*4 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の別居の未婚のお子様も保険の対象となる方に含みます。

 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方（被保険者）」について」における用語の解説】

(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親 族：6 親等以内の血族または3 親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

(3)未 婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】	 保険商品の内容をご理解いただくための事項	 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項
-----------	---	--

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はお手続きサイト等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

- 個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●救援者費用等補償特約
- 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約
- 育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

＊2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はお手続きサイト等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、お手続きサイト等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはお手続きサイト等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、お手続きサイト等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

（2）保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、お手続きサイト等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項一覧】

★：告知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	個人賠償責任 携行品 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
	生年月日	★*1	★*2

※すべての補償について「他の保険契約等＊3」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

＊3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。

＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
	1年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、お手続きサイトのアドレスおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、お手続きサイト等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、お手続きサイトのアドレス等を加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいな場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

＊1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

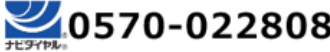
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

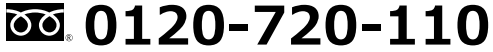
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 お手続きサイト等記載のお問い合わせ先にて承ります。	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)   IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp	事故受付センター （東京海上日動安心110番）  受付時間：24時間365日
--	---

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをお手続きサイト・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。**

☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）☐ 保険の対象となる方

☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法
- 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。**

☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意＊1」についてご確認ください。

＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

25TX-003977 2025年11月作成